

臨時窓口を開設

3月30日㊤・4月6日㊤にも手続きできます

○開設時間：午前8時30分～午後5時15分

場所	手続きができる届け出など	開設窓口	問合せ
市役所木田第一庁舎(※)	住民異動届(転出、転入、転居など) ※他市町村への照会が必要な場合や、転出証明書を持参しない特例転入は手続きができない場合があります。	市民課	☎025-520-5685
	戸籍謄・抄本(除籍、原戸籍を含む)、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、印鑑登録 ※戸籍、住民票の写しは広域交付を除く。		
	戸籍に関する届け出(出生、死亡、婚姻など)		☎025-520-5686
	マイナンバーカード、電子証明書に関すること		☎025-520-5826
	一般旅券(パスポート)の交付(受け取り) ※申請はできません。受け取りの際は事前に収入印紙と金融機関にて支払い済みの納付済証またはキャッシュレス決済手段をご準備ください。	パスポートセンター(市民課内)	☎025-520-5687
	ごみの分別方法の相談や分別ガイド、収集カレンダーの配布	市民課ロビー 生活環境課	☎025-526-5111 ※問合せは平日のみ
	し尿くみ取りに関する相談、届け出(新規、廃止)		
	国民健康保険の各種申請、相談	国保年金課	☎025-520-5714
	国民年金の加入届、免除申請、学生納付特例申請、相談		☎025-520-5716
	後期高齢者医療制度、老人医療費助成制度の各種申請、相談		☎025-520-5717
障害者福祉に関する各種申請、相談 ※申請、相談の内容により、即日対応ができない場合があります。	福祉課	☎025-520-5695	
介護保険の各種申請	高齢者支援課	☎025-520-5705 ☎025-520-5706	
高齢者福祉サービスの相談		☎025-520-5707	
児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費助成、妊産婦医療費助成の各種申請、相談	こども家庭センター ※4月6日㊤は2階で開設します。	☎025-520-5726	
乳幼児健診・児童に係る予防接種の相談、母子健康手帳の交付		☎025-520-5843	
所得、資産、納税証明書の発行	税務課	☎025-520-5649	
市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営・県営住宅(駐車場)使用料の納付受け付け	収納課	☎025-520-5654	
保育園、認定こども園の入園相談 ※3月30日㊤のみ開設します。	幼児保育課	☎025-520-5720	
ガス水道局	転居に伴うガス・水道の開閉栓手続き、料金の納付受け付け	料金センター	☎025-522-7030

※各総合事務所でも、市役所木田第一庁舎と同様の業務(パスポートの交付を除く)を行います。

各総合事務所の間合せ先はP18上部に記載しています。

また、南出張所(☎025-525-4151)、北出張所(☎025-544-2111)の窓口も開設しますが、一部行っていない業務がありますので、事前に問い合わせてください。



転出・転入手続きはお早めに

■問合せ…市民課(☎025-520-5685)

3月から4月は、引っ越しなどの手続きで窓口が大変混み合います。手続きには、待ち時間を除き平均30分程度かかりますので、余裕を持ってお越しください。

市ホームページで、市民課窓口の呼び出し状況をリアルタイムで確認できます。
※進学や就職などで引っ越しする人(住所を異動する人)は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きが必要です。忘れずに届け出てください。



市民課窓口の順番待ち情報

窓口に行かずにできる手続きをご活用ください

マイナンバーカードにより、手続きがより便利になりました。ぜひご利用ください。



詳しくは

手続き	郵送での請求(市民課へ問合せ)	マイナンバーカード(各自で手続き)
①転出届	○	○※ (マイナポータルを通じてオンラインで届け出可能)
②戸籍謄本・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書	○	○ (コンビニエンスストアなどで取得可能)
③除籍謄本・抄本など	○	×

※転入先市区町村の窓口で、転入届などの手続きが別途必要です。

※国民健康保険に加入している人が、修学のため転出する場合は別途手続きが必要です。国保年金課(☎025-520-5714)へ問い合わせてください。

窓口に来庁される場合の手続き

転出	転入・転居
<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分 ※ただし、3月30日㊤と4月6日㊤は、臨時窓口を開設します(詳しくは左ページ)。 ●手続き場所 市民課、各総合事務所、南・北出張所 ●持ち物 本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど) ※マイナンバーカードや住民基本台帳カードを持っている人は必ず持参してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●手続きする時期 異動予定日のおおむね2週間前から異動予定日まで ●転出の手続き ・転出時は、住民異動届が必要です。 ・届け出により転出証明書を発行しますので、転出先の市区町村へ提出し、転入手続きをしてください。
<ul style="list-style-type: none"> ●その他の手続き 該当する制度やサービスなどを利用している人は、手続きしてください(詳しくは左ページ)。 ●ガス水道の使用開始・中止の申し込み ・引っ越しの日が決まり次第、ガス水道局ホームページの「開閉栓受付システム」から早めに申し込んでください。事前申し込みした場合は、日曜日や祝日も作業を行います。「開閉栓受付システム」をご利用いただけない場合は、ガス水道局料金センター(☎025-522-7030)にご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●手続きする時期 新しい住所地に住んでから2週間以内 ※新しい住所地に住む前は手続きできません。



ガス水道局ホームページ

3月から市民課、南・北出張所の窓口開設時間を午後6時まで延長します

○期間：3月3日㊤～11月28日㊤ ○窓口延長時間：午後5時15分～午後6時

取扱業務	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄・抄本、身分証明書、住民票の写し、戸籍附票の写し、印鑑登録証明書の交付 ※戸籍、住民票の写しは広域交付を除く。 ・一般旅券(パスポート)の交付(市民課のみ) ・所得・資産・納税証明書の交付、市民税などの納付受け付け(南・北出張所のみ) 	☎025-520-5685



窓口開設時間の延長

※住民異動届(転入、転出、転居など)、印鑑登録、マイナンバーカードに係る手続きは午後5時15分まで。

※戸籍に関する届け出(出生、死亡、婚姻など)は時間外受付で手続きしてください。

▶問合せ…市民課(☎025-520-5685)、南出張所(☎025-525-4151)、北出張所(☎025-544-2111)